

2023年3月29日

各 位

会 社 名 京セラ株式会社
代表者名 取締役社長 谷本 秀夫
(コード 6971 東証プライム市場)
問合せ先 執行役員
経営管理本部長 千田 浩章
TEL. 075-604-3500

業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入及び譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

京セラ株式会社（以下、当社）は、3月29日開催の取締役会において、取締役と株主の皆様との価値共有をより一層推し進めるため、役員報酬制度を見直し、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入及び譲渡制限付株式報酬制度の改定を行うことについて決議し、関連する議案を2023年6月に開催予定の第69期定時株主総会（以下、本株主総会）に付議することとしましたので、お知らせいたします。

I 業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入

1. 業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入の目的及び条件

(1) 導入の目的

業績連動型譲渡制限付株式報酬制度は、当社の社外取締役を除く取締役（以下、対象取締役）に対して取締役賞与として金銭により支給してきた報酬の一部を譲渡制限付株式により付与することで、対象取締役が当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを強化し、対象取締役と株主の皆様との価値共有をより一層推し進めることを目的として導入いたします。

業績連動型譲渡制限付株式報酬制度は、業績指標の達成度に応じて付与される株式の数が決まるため、業績評価期間中の短期的な業績指標の達成に向けたインセンティブとして機能するとともに、業績指標の達成度に応じて交付する当社の普通株式には譲渡制限を付するものとし、その譲渡制限期間を譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間とすることで、対象取締役に対して、株式の交付を受けた後も退任・退職までの中長期にわたり当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与するものです。

このように、新たに導入する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度は、対象取締役に対して、短期的な株主の皆様及び中長期的な株主の皆様双方との価値共有を促進するものであり、対象取締役と株主の皆様との価値共有をより一層推し進める報酬制度です。

(2) 導入の条件

業績連動型譲渡制限付株式報酬制度は、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のための金銭報酬債権を報酬として支給するものであるため、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入は、本株主総会において当該報酬を支給することにつき、株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬等の額は、2009年6月25日開催の第55期定時株主総会において、基本報酬は年額4億円以内（ただし使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）、取締役賞与は年額3億円を上限として当該期の連結当期純利益*の0.2%以内とご承認いただき、また、2019年6月25日開催の第65期定時株主総会において、対象取締役に対して、譲渡制限付株式報酬を年額1億円以内かつ親会社の所有者に帰属する当期利益の0.1%以内、株式数の上限を年25,000株以内とご承認いただいておりますが、本株主総会では、当該各報酬枠とは別枠にて業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を新たに導入し、当社の対象取締役に対して業績連動型譲渡制限付株式報酬制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

* 国際財務報告基準（IFRS）の適用により、「親会社の所有者に帰属する当期利益」の表記に変更されています。

2. 業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の概要

新たに導入する業績連動型譲渡制限付株式報酬制度は、当社の各事業年度を評価期間とし、業績指標として当社グループの年間の企業活動の成果である「親会社の所有者に帰属する当期利益」を採用いたします。評価期間終了後に、評価期間における「親会社の所有者に帰属する当期利益」の実績に応じた算定方法により算定される金額のうち、指名報酬委員会の答申を受けて当社の取締役会が定めた金額を超過する部分を当社の普通株式により支給いたします。

対象取締役に対して支給される報酬総額は、現行の各報酬枠とは別枠で、当社の当該事業年度における親会社の所有者に帰属する当期利益の0.2%に相当する金額から金銭により実際に支給する取締役賞与の総額を控除した金額を上限といたします。そのため、本議案に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額及び金銭により実際に支給する取締役賞与の総額の合計額が評価期間における親会社の所有者に帰属する当期利益の0.2%以内となります。また、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度により発行又は処分される当社の普通株式の総数は年70,000株以内といたします（なお、当社普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合には、分割比又は併合比率に応じて発行又は処分される株式数を調整します。）。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

また、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入目的の一つである株主価値の共有を中長期にわたって実現するため、交付する当社の普通株式には譲渡制限を付するものとし、その譲渡制限期間は、譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間といたします。

II 譲渡制限付株式報酬制度の改定

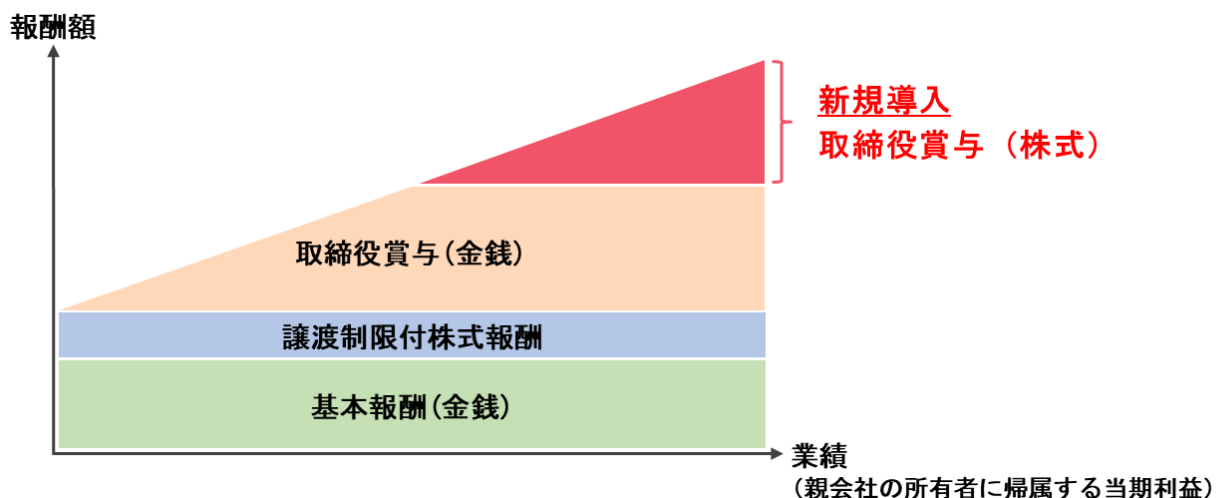
当社は、2019年6月25日開催の第65期定時株主総会においてご承認いただいたとおり、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、対象取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

第65期定時株主総会においては、譲渡制限付株式の譲渡制限期間を「10年間から30年間までの間で当社の取締役会が定める期間」としてご承認いただいていたましたが、業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入することに伴い、譲渡制限期間等の譲渡制限付株式報酬の内容について統一的な運用を行うとともに、譲渡制限の解除時期を明確にすること等を目的として、本株主総会においては、譲渡制限期間を「譲渡制限付株式の交付日から当該対象取締役が当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を退任又は退職する日までの期間」に改定すること及びこれに伴い必要な修正を行うことにつき株主の皆様のご承認をお願いいたします。

なお、上限金額や上限株式数も含めて、譲渡制限付株式報酬制度の大枠に変更はありません。また、本改定は、対象取締役に今後付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、既に付与済みの譲渡制限付株式に関して譲渡制限期間等を変更するものではありません。

(ご参考)

業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入後の当社の取締役の報酬イメージは次のとおりです。



なお、本株主総会において業績連動型譲渡制限付株式報酬制度の導入について株主の皆様にご承認いただくことを条件に、当社の執行役員に対しても同様の業績連動型譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

以上